

第 6564 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 11月 17日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ ひとり親控除 令和3年1月以降の源泉徴収

Q : 令和2年に改正されたひとり親控除は、令和3年1月以後に支払う給与等から源泉徴収するそうですが、どのようにするのですか？

A : 令和2年以前の寡婦等に該当する場合と同じです。

【解説】

令和3年1月以後、ひとり親に該当する場合の源泉徴収は、次のようになり、令和2年分以前における寡婦等と同様の手続を行います。

①「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出

令和3年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出し、ひとり親に該当する旨を申告します。

②月々の源泉徴収税額の計算

給与等を支払う際に源泉徴収する税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めるところ、甲欄を適用する場合には、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に基づいて、扶養親族等の数を算定しますが、ひとり親に該当する場合は、扶養親族等の数に1人を加えて計算します。

③年末調整の手続

ひとり親に該当する旨を記載した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を給与等の支払者に提出した場合、年末調整において、ひとり親控除として35万円の所得控除が適用されます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】